

規制改革事項の追加について

平成 28 年 2 月 5 日
国家戦略特別区域担当大臣
石 破 茂

今国会に提出する特区法改正案に盛り込むものを始め、次回の国家戦略特区諮問会議でのとりまとめに向けて、現在、特区ワーキンググループ等において検討・協議中の主な追加規制改革事項は、以下のとおり。
(なお、構造改革特区や全国措置により対応する方向のものも含む。また、今後、更なる追加があり得る。)

○医療・介護・雇用関係

- ・ テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例
- ・ 特区薬事戦略相談制度の創設による革新的医療機器の開発迅速化
- ・ 障がい者雇用の特例子会社制度の拡大
- ・ 「シニア・ハローワーク(仮称)」の設置による50歳以上の求職者への重点的な就労支援
- ・ ユニット型指定介護老人福祉施設の設備基準の緩和

○農業・街づくり関係

- ・ 農業生産法人の出資・事業要件の緩和
- ・ 農業の担い手となる外国人材の就労解禁
- ・ 生産緑地地区における農家レストランの設置
- ・ 「道の駅」の設置主体(地方公共団体等)の民間拡大
- ・ 工場立地の際の緑地・環境施設設置要件の緩和(EV用駐車場など)

○観光・外国人受入れ関係

- ・ 過疎地域等での自家用車ライドシェアの拡大
- ・ クールジャパン(アニメ・料理・ファッション・デザイン等)に関わる外国人材の受入促進
- ・ 入国管理業務の民間委託の拡充
- ・ 特別免許状付与の拡大等による外国人等の外部人材活用促進のためのデータベース整備